別表第二（第二条関係）

区分	金額	電子申請による場合における金額
一　法第五十一条第一項の検査を受ける燃料体 （一）燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素の数。以下同じ。）が千個を超えない場合	九万二百円	八万五千六百円
（二）燃料体の数が千個を超える場合	九万二百円に千個を超える千個又はその端数を増すごとに七万千百円を加算した額	八万五千六百円に千個を超える千個又はその端数を増すごとに七万千百円を加算した額
二　法第五十一条第三項の検査を受ける燃料体	前号の額の半額	前号の額の半額

別表第三（第三条関係）

一　原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第四十二条第一号に規定する直近の法第五十二条第五項で準用する法第五十条の二第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に原子力保安省令第四十三条第一号に掲げる方法により行うもの及び原子力保安省令第四十三条第二号の時期に原子力保安省令第四十三条第一号に掲げる方法により行うもの		
（一）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人未満のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	四十六万七千四百円	二百二十四万八千円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	八十万千五百円	百九十九万六千百円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百九万八千三百円	二十四万八千円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	八十九万四千五百円	百九十九万六千百円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百九万八千三百円	二十四万八千円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	八十九万四千五百円	百九十九万六千百円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百二十三万八千二百円	二百四十九万四千二百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	九十八万六千三百円	四十九万千八百円
三　原子力保安省令第四十二条第三号の時期に原子力保安省令第四十三条第一号に掲げる方法により行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。）		
（一）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人未満のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二十八万千円	五十四万四百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	四十八万四千四百円	四十四万八千円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二百一万七千九百円	六十八万二千八百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	百七十七万八千四百円	五十六万二千円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二十八万千円	五十四万四百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	四十八万四千四百円	四十四万八千円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百二十三万八千二百円	二百四十九万四千二百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	九十八万六千三百円	四十九万千八百円
四　原子力保安省令第四十二条第三号の時期に原子力保安省令第四十三条第二号に掲げる方法により行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。）		
（一）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人未満のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百九万八千三百円	二十四万八千円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	八十九万四千五百円	百九十九万六千百円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百二十三万八千二百円	二百四十九万四千二百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	九十八万六千三百円	四十九万千八百円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二百一万七千九百円	五十四万四百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	百七十七万八千四百円	四十四万八千円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二百一万七千九百円	六十八万二千八百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	百七十七万八千四百円	五十六万二千円
五　原子力保安省令第四十二条第三号の時期に原子力保安省令第四十三条第一号に掲げる方法により行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものに限る。）		
（一）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人未満のもの	六十五万六百円	二十八万千円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの	七十五万九千五百円	三十二万三千四百円
六　原子力保安省令第四十二条第三号の時期に原子力保安省令第四十三条第二号に掲げる方法により行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものに限る。）		
（一）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人未満のもの	七十七万三千円	三十三万千円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの	六十五万六千六百円	二十八万千円
七　原子力保安省令第四十二条第一号に規定する直近の通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものであって、耐圧試験を行う時期に原子力保安省令第四十三条第二号に掲げる方法により行うもの		
（一）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人未満のもの	六十五万六百円	二十八万千円
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二十八万千円	五十四万四百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	四十八万四千四百円	四十四万八千円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二百一万七千九百円	六十八万二千八百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	百七十七万八千四百円	五十六万二千円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの		
1　溶接施工方法の数が三未満のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二十八万千円	五十四万四百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	四十八万四千四百円	四十四万八千円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの		
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	百二十三万八千二百円	二百四十九万四千二百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	九十八万六千三百円	四十九万千八百円